

市第 162 号議案

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 12 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 56 条」の次に「・第 57 条」を加える。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 4 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 4 条第 10 項中「指定地域密着型サービス基準等条例」を「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）」に改める。

第 15 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 16 条第 6 項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 21 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 21 条の 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理）

第 21 条の 3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管

理を計画的に行わなければならない。

第28条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない

。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第4項」を「第6項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としな

なければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(㊦)中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(㊦)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(㊦) a及びbを削る。

第47条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

第56条を第57条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項(第54条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(第54条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第71号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第3条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第6条第1項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(4)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家



族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合  
にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同  
意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び  
改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入  
所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない  
。

（口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を  
図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の  
管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を  
計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、看護師、准看  
護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す  
る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を  
除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受  
講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を

確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「等の」を「ことその他の」に改める。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第4項」を「第6項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(4)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又

は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）に よることができる。

（横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基 準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第72号）の一部を次の ように改正する。

目次中「第42条」の次に「・第43条」を加える。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える 。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の 防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者 に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提 供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保 険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う よう努めなければならない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師 」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を 加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が 100 以上の指定介護療 養型医療施設にあつては、1 以上

第 4 条第 3 項第 1 号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師

」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が 100 以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1 以上

第 4 条第 6 項中「第 1 項第 5 号及び第 3 項第 6 号」を「第 1 項第 6 号及び第 3 項第 7 号」に改め、同条第 7 項ただし書中「、介護職員を除き」を削り、同条第 8 項中「第 1 項第 5 号、第 3 項第 6 号」を「第 1 項第 6 号、第 3 項第 7 号」に改める。

第 17 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 18 条第 6 項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 20 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 20 条の 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理)

第 20 条の 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康

の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策



定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項中「等の」を「ことその他の」に改める。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

こと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条を第43条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第42条 指定介護療養型医療施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項及び第14条第

1 項並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第 4 条 横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年 3 月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第 3 条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項の次に次の 2 項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他

必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 4 条第 1 項第 5 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第 6 条第 1 項第 1 号イ (7) 中「第 32 条」を「第 32 条第 1 項」に改め、同号イ (4) 中「第 32 条」を「第 32 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 16 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 17 条第 6 項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 20 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第 20 条の 2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(<sup>く</sup>口腔衛生の管理)

第 20 条の 3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体

制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知す

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「等の」を「ことその他の」に改める。

第40条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止する

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第4項」を「第6項」に改める。

第44条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(7)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(4)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第10項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。  
。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの



又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則に次の1項を加える。

- 8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第45条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

(平成24年12月横浜市条例第73号) の一部を次のように改正する

。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改め、「第31条」の次に「・第32条」を加える。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える

。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第22条第2項中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 2 章中第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 30 条の 2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 31 条を第 32 条とし、第 3 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録)

第 31 条 養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の 2」に改め、「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第 3 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 7 条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 8 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなけ

ればならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

こと。

第33条中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える

。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ロ) a 及び b を削る。

第37条第10項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、「従業者」を「職員」に改め、同項第3号中「従業者」を「職員」に改める。

第41条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ



ならない。

第41条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第44条中「第2章及び前章（第3条第5項）」を「前2章（第3条第6項）」に改める。

第45条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ハ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ロ) a 及び b を削る。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に、同条第15項中「入所者」を「入居者」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この条において「入居者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第4項中「入居者」を「入居者等」に改める。

第49条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第50条を第51条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第50条 特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に

代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 7 条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する

。

目次中「第34条」を「第34条の 2」に改め、「第35条」の次に「・第36条」を加える。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える

。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第 8 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える

。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 9 条に次の 1 項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第 7 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加え、「従業者」を「職員」に改め、同項第 3 号中「従業者」を「職員」に改める。

第23条第2項中「第34条」を「第34条の2」に改める。

第25条第1項中「定めて」を「定め、これを記録して」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、

必要に応じてその変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第29条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第34条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第34条の2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整

備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条を第36条とし、第 3 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第35条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第 2 項中「附則第 29 項」を「附則第 30 項」に、「第 34 条」を「第 34 条の 2」に、「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 5 項」に改める。

附則第 30 項を削る。

附則第 29 項中「第 34 条」を「第 34 条の 2」に、「附則第 22 項」を「附則第 23 項」に、「附則第 28 項」を「附則第 29 項」に、「附則第 29 項」を「附則第 30 項」に改め、同項を附則第 30 項とし、附則中第 28 項を第 29 項とし、第 27 項を第 28 項とする。

附則第 26 項第 2 号及び第 3 号中「附則第 29 項」を「附則第 30 項」に改め、同項を附則第 27 項とし、附則中第 25 項を第 26 項とする。

附則第 24 項中「附則第 22 項第 2 号」を「附則第 23 項第 2 号」に改め、同項を附則第 25 項とし、附則第 21 項から附則第 23 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

附則第 20 項中「附則第 11 項第 6 号」を「附則第 12 項第 6 号」に改め、同項を附則第 21 項とする。

附則第 19 項中「附則第 11 項第 5 号」を「附則第 12 項第 5 号」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 11 項第 4 号」を「附則第 12 項第 4 号」に、「附則第 12 項第 3 号イ」を「附則第 13 項第 3 号イ」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 11 項第 3 号イ」を「附則第 12 項第 3 号イ」に、「附則第 12 項第 2 号イ」を「附則第 13 項第 2 号イ」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 11 項第 2 号」を「附則第 12 項第 2 号」に

、「附則第12項第1号」を「附則第13項第1号」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第11項第1号」を「附則第12項第1号」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則中第13項を第14項とし、第6項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第8条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第257条」の次に「・第258条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。



第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講

じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第52条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向

上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第68条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第76条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第78条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第86条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項第4号中「診療記録」を「記録」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第86条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行

うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第98条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える

。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第99条第3項中「従業者」を「通所介護従業者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない

。

第99条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関

係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 101 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 102 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 102 条の 2 を第 102 条の 3 とし、第 102 条の次に次の 1 条を加える。

（地域との連携等）

第 102 条の 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっ

ては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 104 条中「第28条」の次に「、第32条の 2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の 2」に改め、同条後段中「、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削り、「第34条」を「同項、第28条、第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 107 条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の 2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の 2」に、「第34条に」を「第34条第 1 項に」に、「及び第34条」を「、第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「及び第99条第 2 項」を「、第99条第 2 項から第 4 項まで並びに第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 130 条中第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 131 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を



「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 133 条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第99条第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第 135 条第 5 項中「並びに」を「のうち1人以上及び」に、「及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ス

テーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第 138 条第 1 項第 2 号ア中「第 101 条」を「第 101 条第 1 項」に改め、同号イ中「第 101 条」を「第 101 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 4 項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下「」及び「」という。）」を削る。

第 151 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 154 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 155 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 157 条中「第 27 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 38 条、第 41 条」を「から第 41 条まで（第 39 条第 2 項を除く。）」に改め、同条後段中「第 34 条」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 99 条第 2 項」の次に「から第 4 項までの規定」を加える。

第 160 条第 1 項第 2 号ア中「第 101 条」を「第 101 条第 1 項」に改め、同号イ中「第 101 条」を「第 101 条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 6 項第 1 号ア(4)ただし書中「おおむ

ね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ハ)後段を削る。

第 167 条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 168 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 168 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 170 条の 4 中「、第27条」の次に「、第32条の 2」を加え、「、第38条、第41条」を「から第41条まで（第39条第 2 項を除く。）」に改め、「第 101 条」の次に「、第 102 条」を加え、同条後段中「第34条」を「第32条の 2 第 2 項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「

共生型短期入所生活介護従業者」という。) 」と、第34条第1項」に、「「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。) 」と、第99条第2項」を「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第99条第2項から第4項まで並びに第102条第2項第1号及び第3号」に改める。

第183条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第186条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条、第41条」を「から第41条まで（第39条第2項を除く。）」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第99条第2項」を「第99条第2項から第4項までの規定」に改める。

第195条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第196条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 196 条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 208 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 214 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 215 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 215 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他

の必要な措置を講じなければならない。

第 219 条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「読み替える」を「、第102条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第 227 条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 230 条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「第34条」を「第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項」に改め、「の従業者」と」の次に「、第102条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加え、「第209条」を「第209条第3項及び第6項」に改め、「第215条第1項」の次に「及び第5項」を加える。

第 239 条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 242 条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 243 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 245 条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第99条第1項及び第2項」を「第99条第1項、第2項及び第4項」に改め、「第 239 条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第99条第2項」を「第99条第2項及び第4項」に、「従業者」と、同項ただし書を「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書に改める。

第 256 条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「第99条第1項及び第2項」を「第99条第1項、第2項及び第4項」に改め、「第 239 条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第

33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第99条第2項」を「第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第99条第2項及び第4項」に、「従業者」と、同項ただし書」を「福祉用具専門相談員」と、同条第2項ただし書」に改める。

第257条を第258条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第257条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条(第170条において準用する場合を含む。))、第170条の4、第186条(第198条において準用する場合を含む。))、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。)及び第206条第1項(第230条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。



2 指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第9条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号）の一部を次のように改正する。

目次中「第194条」の次に「・第195条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第5項第1号中「いう。」の次に「第48条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「第48条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「

第48条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第48条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第48条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第48条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第48条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第48条第4項第8号及び」を加える。

第32条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第33条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従

い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染

症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的  
に実施すること。

第35条に次の 1 項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第 1 項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この条、第60条の17第 1 項及び第88条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第 3 項中「利用者」を「利用者等」に改める。

第41条の次に次の 1 条を加える。

（虐待の防止）

第41条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所におけ

る虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条第2項中「第7号」を「第8号」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等についての記録

第48条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとすることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所

- (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (9) 指定介護老人福祉施設
  - (10) 介護老人保健施設
  - (11) 指定介護療養型医療施設
  - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員

等を置かないことができる。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える

。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

第57条第3項を次のように改める。

- 3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターサービスについて、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第57条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第58条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第60条中「第34条から第39条まで、第41条及び第42条」を「第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条まで」に、「第34条第1項及び第35条」を「第33条の2第2項、第34条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。



第60条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第60条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第60条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第60条の17第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を

活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) 」を加える。

第60条の20中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削り、「第35条」を「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号」に改める。

第60条の20の4中「、第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、「及び第60条の2」を「、第60条の2」に、「並びに前節」を「及び前節」に、「第35条に」を「第35条第1項に」に、「第35条中」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中」に、「及び第60条の13第2項」を「、第60条の13第2項から第4項まで並びに第60条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第60条の34中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第60条の36中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第60条の38中「第29条」の次に「、第33条の2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の2」を加え、同条後段中「第35条」を「第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び

第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第 1 項」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第60条の13第 2 項」の次に「から第 4 項まで並びに第60条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第65条第 1 項中「又は施設」の次に「（第67条第 1 項において「本体事業所等」という。）を加える。

第67条第 1 項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「従事することができるものとする」を「従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」に改める。

第74条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条中「第29条」の次に「、第33条の 2」を、「第39条まで」の次に「、第41条の 2」を加え、同条後段中「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を削り、「第35条」を「同項、第33条の 2 第 2 項、第35条第 1 項並びに第41条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第60条の13第 2 項」の次に「から第 4 項まで並びに第60条の16第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第83条第 6 項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通

所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削る。

第84条第3項中「第113条第2項」を「第113条第3項」に、「第182条第2項」を「第182条第3項」に改める。

第88条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第101条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第104条第2項各号列記以外の部分中「又は」を「及び」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

第110条中「第29条」の次に「、第33条の2」を加え、「、第42条」を「から第42条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及

び第 3 号中」を加え、「第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13 第 2 項」の次に「から第 4 項までの規定」を加える。

第 112 条第 1 項中「」をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 で、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 112 条第 5 項本文中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に、同項ただし書中「当該共同生活住居」を「当該指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第 9 項を第 10 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認知症対

応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者を置くことができる。

第113条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第115条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第119条第9項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第10項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第130条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議による評価

第 123 条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第 124 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 125 条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 125 条に次の 1 項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 130 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「、第 42 条」を「から第 42 条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第 140 条第 8 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 147 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 148 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 148 条に次の 1 項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 151 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「、第 42 条」を「から第 42 条まで」に改め、同条後段中「第 35 条」を「第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 4 節」との次に「、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域



密着型特定施設従業者」と」を加える。

第 153 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 153 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第 153 条第 8 項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第 1 号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第 2 号から第 4 号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第 13 項中「当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第 154 条第 1 項第 1 号ア (ハ) ただし書中「おおむね 10 人以下としなければならない」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする」に改め、同号ア (ハ) 中「床面積等」を「床面積」に、「次のいずれかを満たすこと」を「10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ニ) ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること」に改め、同号ア (ハ) a 及び b を削る。

第 159 条第 10 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 160 条第 6 項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この号において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第 165 条の次に次の 2 条を加える。

（栄養管理）

第 165 条の 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第 165 条の 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第 170 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 171 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する

者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 171 条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 173 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第 4 号中「食中毒」の次に「の発生」を加える。

第 177 条第 1 項第 3 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 179 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を、「第 39 条」の次に「、第 41 条の 2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 181 条第 11 項ただし書中「前項各号」を「第 7 項各号」に改める。

第 192 条中「第 29 条」の次に「、第 33 条の 2」を加え、「、第 42 条」を「から第 42 条まで」に改め、「規程」と、「」の次に「同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第 60 条の 13 第 2 項」の次に「から第 4 項までの規定」を加える。

第 194 条を第 195 条とし、第 12 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 194 条 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 13 条第 1 項（第 60 条、第 60 条の 20、第 60 条の 20 の 4、第 60 条の 38、第 81 条、第 110 条、第 130 条、第 151 条、第 179 条及び第 192 条において準用する場合を含む。）、第 117 条第 1 項、第 138 条第 1 項及び第 157 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の

用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第33条」の次に「・第34条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「いう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等や

むを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第18号の2中「に厚生労働大臣」を「に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣」に、「（厚生労働大臣）を「（省令の規定により厚生労働大臣」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介

護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継

続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載



した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条を第34条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条及び第16条第24号（

被保険者証に係る部分に限る。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第11条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第78号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 247 条」の次に「・第 248 条」を加える。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第50条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第50条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第50条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第50条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第50条の 2 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪

問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第50条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第50条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第50条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第50条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第50条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期

的に実施すること。

- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第64条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第64条の次に次の 1 条を加える。

(勤務体制の確保等)

第64条の 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第66条中「第50条の 2」を「第50条の 2 の 2」に改める。

第74条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える

。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第76条中「第50条の2」を「第50条の2の2」に、「及び第60条」を「、第60条及び第64条の2」に改め、「「設備」と」の次に「、第64条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第78条第1号中「構成される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える

。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第50条の2」を「第50条の2の2」に、「及び第60条」を「、第60条及び第64条の2」に改め、「「設備」と」の次に「、第64条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第87条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項第2号中「を行う」の次に「ものとする」を加え、同項第4号中「診療記録」を「記録」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービ

ス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第87条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅



療養管理指導を提供するものとする。

- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第 108 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 108 条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 108 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 108 条の 4 に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連

携に努めなければならない。

第 109 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 111 条中「第 47 条の 3」の次に「、第 50 条の 2 の 2」を加える。

第 117 条第 5 項中「並びに」を「のうち 1 人以上及び」に、「及び看護職員のそれぞれのうち 1 人」を「又は看護職員のうち 1 人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、同条第 7 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第

8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第 120 条第 1 項第 2 号ア中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に改め、同号イ中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

第 126 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 129 条第 2 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第 3 号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 132 条中「第 49 条」の次に「、第 50 条の 2 の 2」を、「第 50 条の 8 まで」の次に「、第 50 条の 10 の 2」を加え、同条後段中「第 50 条の 4」を「第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 108 条の 2 第 2 項」の次に「から第 4 項までの規定」を加える。

第 143 条第 1 項第 2 号ア中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第 1 項」に改め、同号イ中「第 108 条の 4」を「第 108 条の 4 第

1 項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第 6 項第 1 号ア (4) ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア (4) 後段を削る。

第 146 条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 147 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 147 条に次の 1 項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 154 条の 4 中「第49条」の次に「、第50条の 2 の 2」を、「第50条の 8 まで」の次に「、第50条の10の 2」を加え、同条後段中「第50条の 4」を「第50条の 2 の 2 第 2 項、第50条の 4 第 1 項

並びに第50条の10の2第1号及び第3号」に改め、「第108条の2第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第161条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第164条中「第49条」の次に「、第50条の2の2」を、「第50条の8」の次に「、第50条の10の2」を加え、同条後段中「第50条の4」を「第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」に改め、「第108条の2第2項」の次に「から第4項までの規定」を加える。

第167条第2号中「行う」の次に「ものとする」を加える。

第176条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第177条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第177条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を

背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 194 条第 5 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 195 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 196 条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 196 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 200 条中「第 49 条まで」の次に「、第 50 条の 2 の 2」を加え

、「第50条の8まで、第50条の10、」を削り、「第50条の11」の次に「まで（第50条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第50条の4」を「、第50条の2の2第2項、第50条の4第1項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」に改める。

第214条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第217条中「第49条まで」の次に「、第50条の2の2」を加え、「第50条の8まで、第50条の10、」を削り、「第50条の11」の次に「まで（第50条の9第2項を除く。）」を加え、同条後段中「第48条」の次に「、第50条の2の2第2項並びに第50条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第50条の4」を「第50条の4第1項」に改め、「第196条第1項」の次に「及び第5項」を加える。

第225条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第228条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について

、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 229 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 231 条中「第 49 条」の次に「、第 50 条の 2 の 2」を加え、「第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項」を「第 108 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 225 条」と、「」の次に「同項、第 50 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「第 108 条の 2 第 2 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「従業者」と、同項ただし書を「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項ただし書に改める。

第 243 条中「第 49 条」の次に「、第 50 条の 2 の 2」を加え、「第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項」を「第 108 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項」に改め、「第 225 条」と、「」の次に「同項、第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 3 第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中」を、「第 108 条の 2 第 2 項」の次に「及び第 4 項」を加え、「従業者」と、同項ただし書を



「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項ただし書」に、「第 226 条第 1 項及び第 227 条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第 229 条第 2 項」を「第 226 条第 1 項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第 227 条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第 229 条第 3 項」に改める。

第 247 条を第 248 条とし、第 15 章中同条の前に次の 1 条を加える。

(電磁的記録等)

第 247 条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 46 条の 5 第 1 項（第 66 条、第 76 条、第 85 条、第 111 条、第 132 条（第 149 条において準用する場合を含む。）、第 154 条の 4、第 164 条（第 179 条において準用する場合を含む。）、第 200 条、第 217 条、第 231 条及び第 243 条において準用する場合を含む。）及び第 192 条第 1 項（第 217 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第12条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

目次中「第93条」の次に「・第94条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第9条第1項中「又は施設」の次に「（第11条第1項ただし書

において「本体事業所等」という。) 」を加える。

第10条第2項中「同条第7項」の次に「及び第73条第9項」を加える。

第11条第1項ただし書中「又は」を「若しくは」に、「従事することができるものとする」を「従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする」に改める。

第28条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなけれ

ばならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。))をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。))を定期的開催

するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この条及び第50条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第3項中「等の」を「ことその他の」に改め、同条第4項中「利用者」を「利用者等」に改める。

第45条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、「、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を削り、同条第7項中「（以下」の次に「この章において」を加える。

第50条中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同

意を得なければならない。) 」を加える。

第58条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。  
。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

第67条中「第27条、第29条」の次に「、第29条の2」を、「除く。）」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、「」の次に「同項、第29条第2項から第4項まで、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第29条第2項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。  
。

第73条第1項中「) をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3で、当該共同生活住居が全て同

一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第73条第 5 項本文中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同項ただし書中「当該共同生活住居」を「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第 9 項を第10項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

- 9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の研修を



終了している者を置くことができる。

第74条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える

。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることことができる。

第76条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第80条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第81条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第82条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える

。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第83条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

講じなければならない。

第83条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第88条中「第25条、第27条」の次に「、第29条の2」を、「第4項を除く。）」の次に「、第38条の2」を、「規程」と、」の次に「同項、第29条の2第2項、第33条第1項並びに第38条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第89条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議による評価

第93条を第94条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行

うことが規定されているもの又は想定されるもの（第15条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第13条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「・第37条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に

対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える

。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第36条を第37条とし、第7章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第36条 指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条（第35条において準

用する場合を含む。)及び第33条第26号(被保険者証に係る部分に限る。)(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(平成30年3月横浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第9条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において

当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第 140 条の66第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 9 条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第 140 条の66第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第14条の規定は公布の日から、第10条中横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（以下「指定居宅介護支援基準条例」という。）第16条第18号の 2 の次に 1 号を加える改正規定は令和 3 年10月 1 日から施行する。

##### （虐待の防止の措置に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和 6 年 3 月31日までの間、第 1 条の規定による改正後の横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準等条例」という。）第 3 条第 4 項、第40条の 2（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第 3 項、第 2 条の規定による改正後の横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」



という。) 第 3 条第 4 項、第 40 条の 2 (新介護老人保健施設基準条例第 54 条において準用する場合を含む。) 及び第 44 条第 3 項、第 3 条の規定による改正後の横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。) 第 3 条第 4 項及び第 39 条の 2、第 4 条の規定による改正後の横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 (以下「新介護医療院基準条例」という。) 第 3 条第 4 項、第 40 条の 2 (新介護医療院基準条例第 54 条において準用する場合を含む。) 及び第 44 条第 3 項、第 5 条の規定による改正後の横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)

) 第 3 条第 4 項及び第 30 条の 2、第 6 条の規定による改正後の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。) 第 3 条第 5 項、第 32 条の 2 (新特別養護老人ホーム基準条例第 43 条及び第 49 条において準用する場合を含む。) 及び第 34 条第 3 項 (新特別養護老人ホーム基準条例第 49 条において準用する場合を含む。)、第 7 条の規定による改正後の横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)

) 第 3 条第 4 項、第 34 条の 2 (新軽費老人ホーム基準条例附則第 30 項において準用する場合を含む。) 及び附則第 6 項、第 8 条の規定による改正後の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例 (以下「新指定居宅サービス基準条例」という。) 第 3 条第 3 項及び第 40 条の 2 (新指定居宅サービス基準条例第 42 条の 4、第 54 条、第 70 条、第 80 条、第 89 条、第 10

4 条、第 107 条、第 133 条、第 157 条（新指定居宅サービス基準条例第 170 条において準用する場合を含む。）、第 170 条の 4、第 186 条（新指定居宅サービス基準条例第 198 条において準用する場合を含む。）、第 219 条、第 230 条、第 245 条及び第 256 条において準用する場合を含む。）、第 9 条の規定による改正後の横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（以下「新指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 41 条の 2（新指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条、第 60 条の 20、第 60 条の 20 の 4、第 60 条の 38、第 81 条、第 110 条、第 130 条、第 151 条、第 179 条及び第 192 条において準用する場合を含む。）、第 10 条の規定による改正後の指定居宅介護支援基準条例（以下「新指定居宅介護支援基準条例」という。）第 3 条第 5 項及び第 30 条の 2、第 11 条の規定による改正後の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 50 条の 10 の 2（新指定介護予防サービス基準条例第 66 条、第 76 条、第 85 条、第 111 条、第 132 条（新指定介護予防サービス基準条例第 149 条において準用する場合を含む。）、第 154 条の 4、第 164 条（新指定介護予防サービス基準条例第 179 条において準用する場合を含む。）、第 200 条、第 217 条、第 231 条及び第 243 条において準用する場合を含む。）、第 12 条の規定による改正後の横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法等の基準に関する条例（以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第 3 条第 3 項及び第 38 条の 2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 67 条及び第 88 条において準用する場合を含む。）並びに第 13 条の規定による改正後の横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第 3 条第 5 項（新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 29 条の 2（新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 28 条及び第 51 条、新介護老人保健施設基準条例第 29 条及び第 51 条、新指定介護療養型医療施設基準条例第 28 条、新介護医療院基準条例第 29 条及び第 51 条、新養護老人ホーム基準条例第 8 条、新特別養護老人ホーム基準条例第 8 条及び第 35 条（新特別養護老人ホーム基準条例第 49 条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第 8 条（新軽費老人ホーム基準条例附則第 30 項において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例第 30 条（新指定居宅サービス基準条例第 42 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 52 条、第 68 条、第 78 条、第 87 条、第 98 条（新指定居宅サービス基準条例第 107 条において準用する場合を含む。）、第 130 条、第 151 条（新指定居宅サービス基準条例第 170 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 167 条、第 183 条、第 195 条、第 214 条、第 227 条及び第 239 条（新指定居宅サービス基

準条例第 256 条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準等条例第32条、第56条、第60条の12（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条の20の4において準用する場合を含む。）、第60条の34、第74条、第 101 条（新指定地域密着型サービス基準等条例第 192 条において準用する場合を含む。）、第 124 条、第 147 条及び第 170 条、新指定居宅介護支援基準条例第21条、新指定介護予防サービス基準条例第50条、第64条、第74条、第83条、第 108 条、第 126 条（新指定介護予防サービス基準条例第 154 条の4において準用する場合を含む。）、第 146 条、第 161 条、第 176 条、第 195 条、第 214 条及び第 225 条（新指定介護予防サービス基準条例第 243 条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第82条並びに新指定介護予防支援等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第30条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第29

条の 2、新介護医療院基準条例第30条の 2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第24条の 2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の 2（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第25条の 2（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス基準条例第32条の 2（新指定居宅サービス基準条例第42条の 4、第54条、第70条、第80条、第89条、第104条、第107条、第133条、第157条（新指定居宅サービス基準条例第170条において準用する場合を含む。）、第170条の 4、第186条（新指定居宅サービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）、第219条、第230条、第245条及び第256条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の 2（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条、第60条の20、第60条の20の 4、第60条の38、第81条、第110条、第130条、第151条、第179条及び第192条において準用する場合を含む。）、新指定居宅介護支援基準条例第22条の 2、新指定介護予防サービス基準条例第50条の 2 の 2（新指定介護予防サービス基準条例第66条、第76条、第85条、第111条、第132条（新指定介護予防サービス基準条例第149条において準用する場合を含む。）、第154条の 4、第164条（新指定介護予防サービス基準条例第179条において準用する場合を含む。）、第200条、第217条、第231条及び第243条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の 2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第67条及び第88条に

において準用する場合を含む。) 及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2 (新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。) の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2第1項、新介護老人保健施設基準条例第30条の2第1項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2第1項、新介護医療院基準条例第30条の2第1項、新養護老人ホーム基準条例第24条の2第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2第1項、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2第1項、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第1項、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2第1項、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2第1項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第1項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2第1項及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2第2項、新介護老人保健施設基準条例第30条の2第2項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2第2項、新介護医療院基準条例第30条の2第2項、新養護老人ホーム基準条例第24条の2第2項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2第2項、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2第2項、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第2項、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2第2項、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2第2項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第2項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2第2項及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第2項中「実施しなけれ

ば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、新指定介護老人福祉施設基準等条例第29条の2第3項、新介護老人保健施設基準条例第30条の2第3項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2第3項、新介護医療院基準条例第30条の2第3項、新介護老人ホーム基準条例第24条の2第3項、新特別介護老人ホーム基準条例第25条の2第3項、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2第3項、新指定居宅サービス基準条例第32条の2第3項、新指定地域密着型サービス基準等条例第33条の2第3項、新指定居宅介護支援基準条例第22条の2第3項、新指定介護予防サービス基準条例第50条の2の2第3項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2第3項及び新指定介護予防支援等基準条例第21条の2第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第33条第3項（新指定居宅サービス基準条例第42条の4、第54条、第70条、第80条、第89条及び第256条において準用する場合を含む。）、第102条第2項（新指定居宅サービス基準条例第107条、第170条の4、第219条及び第230条において準用する場合を含む。）、第131条第2項及び第242条第6項、新指定地域密着型サービス基準等条例第34条第3項（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条において準用する場合を含む。）、第60条の16第2項（新指定地域密着型サービス基準等条例第60条の20の4、第60条の38、第81条及び第151条において準用する場合

を含む。)及び第 104 条第 2 項(新指定地域密着型サービス基準等条例第 130 条及び第 192 条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援基準条例第 24 条の 2、新指定介護予防サービス基準条例第 50 条の 3 第 3 項(新指定介護予防サービス基準条例第 66 条、第 76 条、第 85 条及び第 243 条において準用する場合を含む。)、第 109 条第 2 項及び第 228 条第 6 項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 32 条第 2 項及び第 61 条第 2 項(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 88 条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防支援等基準条例第 23 条の 2(新指定介護予防支援等基準条例第 35 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 29 条第 3 項及び第 52 条第 4 項、新介護老人保健施設基準条例第 30 条第 3 項及び第 52 条第 4 項、新指定介護療養型医療施設基準条例第 29 条第 3 項、新介護医療院基準条例第 30 条第 3 項及び第 52 条第 4 項、新養護老人ホーム基準条例第 24 条第 3 項、新特別養護老人ホーム基準条例第 25 条第 3 項及び第 41 条第 4 項(新特別養護老人ホーム基準条例第 49 条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第 25 条第 3 項(新軽費老人ホーム基準条例附則第 30 項において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準条例第 52 条の 2 第 3 項、第 99 条第 3 項(新指定居宅サービス基準条例第 107 条、第 133 条、第 157 条、第 170 条の 4 及び第 186 条において準用する場合を含む。)、第 168 条



第 4 項、第 196 条第 4 項及び第 215 条第 4 項（新指定居宅サービス基準条例第 230 条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 13 第 3 項（新指定地域密着型サービス基準等条例第 60 条の 20 の 4、第 60 条の 38、第 81 条、第 110 条及び第 192 条において準用する場合を含む。）、第 125 条第 3 項、第 148 条第 4 項及び第 171 条第 4 項、新指定介護予防サービス基準条例第 50 条の 2 第 3 項、第 108 条の 2 第 3 項（新指定介護予防サービス基準条例第 132 条、第 154 条の 4 及び第 164 条において準用する場合を含む。）、第 147 条第 4 項、第 177 条第 4 項及び第 196 条第 4 項（新指定介護予防サービス基準条例第 217 条において準用する場合を含む。）並びに新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 29 条第 3 項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 67 条において準用する場合を含む。）及び第 83 条第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 施行日以後、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第 45 条第 1 項第 1 号ア (i) の規定に基づき入所定員が 10 人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 4 条第 1 項第 3 号ア及び第 52 条第 2 項に規定する基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 前項の規定は、新特別養護老人ホーム基準条例第 36 条第 4 項第

1号ア(イ)及び第45条第4項第1号ア(イ)、新指定居宅サービス基準条例第160条第6項第1号ア(イ)、新指定地域密着型サービス基準等条例第154条第1項第1号ア(イ)並びに新指定介護予防サービス基準条例第143条第6項第1号ア(イ)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第45条第4項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号ア
	第52条第2項	第41条第2項（第49条において準用する場合を含む。）
新指定居宅サービス基準条例第160条第6項第1号ア(イ)	入所定員	利用定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア	新指定居宅サービス基準条例第135条第1項第3号
	第52条第2項	第168条第2項
新指定地域密着型サービス基準等条例第154条第1項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア	新指定地域密着型サービス基準等条例第153条第1項第3号
	第52条第2項	第171条第2項
新指定介護予防サービス基準	入所定員	利用定員

条例第143条第6項第1号ア(イ)	横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第4条第1項第3号ア	新指定介護予防サービス基準条例第117条第1項第3号
	第52条第2項	第147条第2項

- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第45条第1項第1号ア(ウ) b、第6条の規定による改正前の横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第36条第4項第1号ア(イ) b及び第45条第4項第1号ア(イ) b、第8条の規定による改正前の横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例第160条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）、第9条の規定による改正前の横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例第154条第1項第1号ア(ウ) b並びに第11条の規定による改正前の横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例第143条第6項第1号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 9 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第21条の2（新指定介護老人福祉施設基準等条例第

54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の2（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の2、新介護医療院基準条例第20条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第165条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生<sup>くわう</sup>の管理に係る経過措置）

10 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第21条の3（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第20条の3（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第20条の3、新介護医療院基準条例第20条の3（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第165条の3の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

11 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第40条第1項（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第40条第1項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設

基準条例第39条第1項、新介護医療院基準条例第40条第1項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第30条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第32条第1項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第34条第1項（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第177条第1項の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 12 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準等条例第32条第2項第3号（新指定介護老人福祉施設基準等条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第33条第2項第3号（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第32条第2項第3号、新介護医療院基準条例第33条第2項第3号（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第25条第2項第3号、新特別養護老人ホーム基準条例第27条第2項第3号（新特別養護老人ホーム基準条例第43条及び第49条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準条例第27条第2項第3号（新軽費老人ホーム基準条例附則第30項において準用する場合を含む。）及び新指定地域密着型サービス基準等条例第173条第2項第3号

の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

### 提 案 理 由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

## 参 考

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基  
準等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 目次

（第 1 章から第 6 章まで省略）

第 7 章 雑則（第 56 条・第 57 条）

（附則省略）

（基本方針等）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等  
のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、  
研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供す  
るに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関  
連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め  
なければならない。

6 （本文省略）  
4

（従業者の員数）

第 4 条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のと  
おりとする。ただし、入所定員が 40 人を超えない指定介護老人福  
祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士  
との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な  
運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障  
がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことが

できる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(第 5 号、第 6 号、第 2 項及び第 3 項省略)

- 4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。  
老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第 43 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第 52 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 152 条第 1 項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）を併設する場合の当該指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準等条例第 171 条第 2 項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(第 5 項から第 9 項まで省略)

- 10 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（横浜市指定地域密着型サービスの事業の指定地域密着型サービス基準等条例



人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号） 第 153 条第 4 項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第 15 条 （第 1 項から第 7 項まで省略）

8 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略）

（施設サービス計画の作成）

第 16 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）

）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（第 7 項から第 12 項まで省略）

（栄養管理）

第 21 条の 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（<sup>く</sup>口腔衛生の管理）

第 21 条の 3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（運営規程）

第 28 条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる当該指定介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9)  
(8) （本文省略）

（勤務体制の確保等）

第 29 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者

に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条の 2 指定介護老人福祉施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 31 条 (第 1 項省略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 32 条 （第 1 項省略）

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（第 2 号省略）

- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（第 4 号省略）

（掲示）

第 34 条 （第 1 項省略）

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

( 事故 発生 の 防止 及び 発生 時 の 対応 )

第 40 条 指定 介護 老人 福祉 施設 は、 事故 の 発生 又は その 再 発 を 防止 する ため、 次 に 掲げる 措置 を 講じ なければ なら ない。

( 第 1 号 及び 第 2 号 省略 )

(3) 事故 発生 の 防止 の ため の 委員会 ( テレビ 電話 装置 等 を 活用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。 ) 及び 従 業 者 に 対 す る 研 修 を 定 期 的 に 行 う こ と 。

(4) 前 3 号 に 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た め の 担 当 者 を 置 く こ と 。

( 第 2 項 から 第 4 項 ま で 省 略 )

( 虐 待 の 防 止 )

第 40 条 の 2 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 は、 虐 待 の 発 生 又 は そ の 再 発 を 防 止 す る た め、 次 に 掲 げ る 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない 。

(1) 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 に お け る 虐 待 の 防 止 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 ( テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。 ) を 定 期 的 に 開 催 す る と と も に、 そ の 結 果 に つ い て、 介 護 職 員 そ の 他 の 従 業 者 に 周 知 徹 底 を 図 る こ と 。

(2) 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 に お け る 虐 待 の 防 止 の た め の 指 針 を 整 備 す る こ と 。

(3) 当 該 指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設 に お い て、 介 護 職 員 そ の 他 の 従 業 者 に 対 し、 虐 待 の 防 止 の た め の 研 修 を 定 期 的 に 実 施 す る こ と 。

(4) 前 3 号 に 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た め の 担 当 者 を 置 く こ と 。

( この 章 の 趣 旨 )

第 43 条 第 3 条 ( 第 6 項 を 除 く 。 )、 第 3 章 及 び 前 章 の 規 定 に か か 第 4 項

ならず、ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第 44 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（設備）

第 45 条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア)省略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただ

し、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人  
以下とし、15 人を超えないものとする。  
なければならない

- (ウ) 一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とするこ  
と。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メー  
トル以上とすること。

a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし  
書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること  
。

- b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修  
したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一  
定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を  
確保すること。

(エ)、イからエまで、第 2 号から第 5 号まで及び第 2 項省略  
)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 47 条 (第 1 項から第 9 項まで省略)

10 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を  
図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレ  
ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3  
月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員  
その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 11 項省略)

(運営規程)

第 51 条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる当該ユニ

ット型指定介護老人福祉施設の運営についての重要事項に関する  
規程を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (本文省略)  
(9)

(勤務体制の確保等)

第 52 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護  
老人福祉施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機  
会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニッ  
ト型指定介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介  
護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資  
格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、  
認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を  
講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設  
サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的  
な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要か  
つ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されるこ  
とを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなけ  
ればならない。

(準用)

第 54 条 第 6 条から第 12 条まで、第 14 条、第 16 条、第 19 条、第 21 条  
から第 27 条まで、第 29 条の 2 及び第 31 条から第 42 条までの規定は  
、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合



において、第 6 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 51 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 26 条第 2 項中「この章」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 27 条中「第 16 条」とあるのは「第 54 条において準用する第 16 条」と、第 27 条第 5 号及び第 42 条第 2 項第 3 号中「第 15 条第 5 項」とあるのは「第 47 条第 7 項」と、第 27 条第 6 号及び第 42 条第 2 項第 5 号中「第 38 条第 2 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 38 条第 2 項」と、第 27 条第 7 号及び第 42 条第 2 項第 6 号中「第 40 条第 3 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 40 条第 3 項」と、第 42 条第 1 項第 1 号中「第 29 条第 1 項」とあるのは「第 52 条第 1 項」と、第 42 条第 2 項第 2 号中「第 12 条第 2 項」とあるのは「第 54 条において準用する第 12 条第 2 項」と、第 42 条第 2 項第 4 号中「第 24 条」とあるのは「第 54 条において準用する第 24 条」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第 56 条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 9 条第 1 項（第 54 条において準用する場合を含む。）及び第 12 条第 1 項（第 54 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ

る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 57 条 （本文省略）  
第 56 条

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 5 章まで省略）

第 6 章 雑則（第 55 条・第 56 条）

（附則省略）

（基本方針等）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当た

っては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

$\frac{6}{4}$  (本文省略)

(従業者の員数)

第 4 条 介護老人保健施設は、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあっては、1 以上

(第 6 号、第 7 号、第 2 項及び第 3 項省略)

4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(ユニット型介護老人保健施設(第 43 条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の当該介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(第 5 項省略)

6 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密

接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。) の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数 100 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

7 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設 (介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。) の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士~~若しくは管理栄養士~~併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士~~若しくは管理栄養士~~により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(第 2 号省略)

(構造設備の基準)

第 6 条 介護老人保健施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(ア省略)

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア) 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 32 条第 1 項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

- (イ) 第 32 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定す  
第 32 条 同条

る計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ)、第 2 号から第 7 号まで及び第 2 項省略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第 16 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会~~(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))~~を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略)

(施設サービス計画の作成)

第 17 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議~~(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)~~をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第 7 項から第 12 項まで省略)

( 栄 養 管 理 )

第 20 条 の 2 介 護 老 人 保 健 施 設 は、 入 所 者 の 栄 養 状 態 の 維 持 及 び 改 善 を 図 り、 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む こ と が で き る よ う、 各 入 所 者 の 状 態 に 応 じ た 栄 養 管 理 を 計 画 的 に 行 わ な け れ ば な ら ない。

( 口 腔 衛 生 の 管 理 )

第 20 条 の 3 介 護 老 人 保 健 施 設 は、 入 所 者 の 口 腔 の 健 康 の 保 持 を 図 り、 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む こ と が で き る よ う、 口 腔 衛 生 の 管 理 体 制 を 整 備 し、 各 入 所 者 の 状 態 に 応 じ た 口 腔 衛 生 の 管 理 を 計 画 的 に 行 わ な け れ ば な ら ない。

( 運 営 規 程 )

第 29 条 介 護 老 人 保 健 施 設 は、 次 に 掲 げ る 当 該 介 護 老 人 保 健 施 設 の 運 営 に つ い て の 重 要 事 項 に 関 す る 規 程 ( 以 下 「 運 営 規 程 」 と い う 。 ) を 定 め て お か な け れ ば な ら ない。

( 第 1 号 から 第 6 号 まで 省 略 )

(7) 虐 待 の 防 止 の た め の 措 置 に 関 す る 事 項

(8) ( 本 文 省 略 )  
(7)

( 勤 務 体 制 の 確 保 等 )

第 30 条 ( 第 1 項 及 び 第 2 項 省 略 )

3 介 護 老 人 保 健 施 設 は、 当 該 介 護 老 人 保 健 施 設 の 従 業 者 の 資 質 の 向 上 の た め に、 そ の 研 修 の 機 会 を 確 保 し な け れ ば な ら ない。 こ の 場 合 に お い て、 当 該 介 護 老 人 保 健 施 設 は、 看 護 師、 准 看 護 師、 介 護 福 祉 士、 介 護 支 援 専 門 員、 法 第 8 条 第 2 項 に 規 定 す る 政 令 で 定 め る 者 等 の 資 格 を 有 す る 者 そ の 他 こ れ に 類 す る 者 を 除 く 全 て の 従 業 者 に 対 し、 認 知 症 介 護 に 係 る 基 礎 的 な 研 修 を 受 講 さ せ る た め に 必 要 な 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 30 条の 2 介護老人保健施設は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 32 条 (第 1 項省略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 33 条 (第 1 項省略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。



- (1) 当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（第 2 号省略）

- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（第 4 号省略）

（掲示）

第 35 条 （第 1 項省略）

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（地域との連携等）

第 39 条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

（第 2 項省略）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第 40 条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。  
定める

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(虐待の防止)

第 40 条の 2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(この章の趣旨)

第 43 条 第 3 条 (第 6 項  
第 4 項を除く。)、第 3 章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護老人保健施設(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をい

う。以下同じ。)により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第 44 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設)

第 45 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前 3 項に規定するもののほか、ユニット型介護老人保健施設の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護老人保健施設の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護老人保健施設の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(ア省略)

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に

掲げる要件を全て満たすこと。

(7) 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 54 条において準用する第 32 条第 1 項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(4) 第 54 条において準用する第 32 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ)、第 2 号から第 7 号まで及び第 5 項省略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第 47 条 (第 1 項から第 9 項まで省略)

10 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 11 項省略)

(運営規程)

第 51 条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる当該ユニット型介護老人保健施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 7 号まで省略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9)  
(8) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 52 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、当該ユニット型介護老人保健施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 54 条 第 7 条から第 13 条まで、第 15 条、第 17 条から 第 20 条の 3 まで、第 23 条、第 25 条から第 28 条まで、第 30 条の 2 及び第 32 条から第 42 条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 29 条に規定する運営規程」とあるのは「第 51 条に規定する重要事項に関する規程」と、第 27 条第 2 項中「この章」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 28 条中「第 17 条」とあるのは「第 54 条において準用する第 17 条」と、第 28 条第 4 号及び第 42 条第 2 項第 6 号中「第 38 条第 2 項」

とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第1項第1号中「第30条第1項」とあるのは「第52条第1項」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第55条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条第1項（第54条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、

この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 56 条 （本文省略）  
第 55 条

横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の  
基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 4 章まで省略）

第 5 章 雑則（第 42 条・第 43 条）

（附則省略）

（基本方針等）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

6 （本文省略）  
4

( 従業者の員数 )

第 4 条 指定介護療養型医療施設 (療養病床 (医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) 第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)) を有する病院であるものに限る。) に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 及び薬剤師 、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上

(第 2 号から第 4 号まで省略)

- (5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が 100 以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1 以上

(6) (本文省略)

(第 2 項省略)

3 指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号) 第 4 条第 2 項に規定する病床により構成される病棟 (以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)) を有する病院であるものに限る。) に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 及び薬剤師 、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(第 2 号から第 5 号まで省略)

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が 100 以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1 以上

(7) (本文省略)

(6)



(第 4 項及び第 5 項省略)

- 6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第 1 項第 6 号及び第 3 項第 7 号の規定にかかわらず、第 1 項第 5 号及び第 3 項第 6 号の規定に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が 100 又はその端数を増すごとに 1 とする。
- 7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、、介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 8 第 1 項第 6 号、第 3 項第 7 号及び第 6 項の介護支援専門員は、第 1 項第 5 号、第 3 項第 6 号専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

(第 9 項及び第 10 項省略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第 17 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

- 8 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)) を活用して行うことができるものとする。) を 3 月

に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略)

(施設サービス計画の作成)

第 18 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。

以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第 7 項から第 12 項まで省略)

(栄養管理)

第 20 条の 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(<sup>くう</sup>口腔衛生の管理)

第 20 条の 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管

理を計画的に行わなければならない。

( 運営規程 )

第 28 条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる当該指定介護療養型医療施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

( 第 1 号から第 6 号まで省略 )

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) ( 本文省略 )  
(7)

( 勤務体制の確保等 )

第 29 条 ( 第 1 項及び第 2 項省略 )

3 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

( 業務継続計画の策定等 )

第 29 条の 2 指定介護療養型医療施設は、感染症、非常災害等の発

生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第 31 条 （第 1 項省略）

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 32 条 （第 1 項省略）

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護療養型医療施設の従業者に周知徹底を図ること。

（第 2 号省略）

- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、当該指定介護療養型医療施設の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(第 4 号省略)

( 掲 示 )

第 34 条 (第 1 項省略)

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

( 地 域 と の 連 携 等 )

- 第 38 条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

(第 2 項省略)

( 事 故 発 生 の 防 止 及 び 発 生 時 の 対 応 )

- 第 39 条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該指定介護療養型医療施設の従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(虐待の防止)

第 39 条の 2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第 42 条 指定介護療養型医療施設は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により  
行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 43 条 （本文省略）  
第 42 条

横浜市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 5 章まで省略）

第 6 章 雑則（第 55 条・第 56 条）

（附則省略）

（基本方針等）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、

法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない

。

$\frac{6}{4}$  (本文省略)

(従業者の員数)

第 4 条 介護医療院は、医師及び看護師のほか、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員 100 以上の介護医療院にあつては、1 以上

(第 6 号から第 8 号まで、第 2 項及び第 3 項省略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第 43 条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(第 5 項及び第 6 項省略)

(構造設備の基準)

第 6 条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築



物をいう。以下同じ。) とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物（建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(ア省略)

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(7) 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 32 条第 1 項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(4) 第 32 条第 1 項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ)、第 2 号から第 8 号まで及び第 2 項省略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第 16 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略)

(施設サービス計画の作成)

第 17 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（第 7 項から第 12 項まで省略）

（栄養管理）

第 20 条の 2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理）

第 20 条の 3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（運営規程）

第 29 条 介護医療院は、次に掲げる当該介護医療院の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 30 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 介護医療院は、当該介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護医療院は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 30 条の 2 介護医療院は、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第 32 条 (第 1 項省略)

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 33 条 (第 1 項省略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(第 4 号及び第 3 項省略)

(掲示)

第 35 条 (第 1 項省略)

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該

介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第 39 条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

(第 2 項省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 40 条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(虐待の防止)

第 40 条の 2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(この章の趣旨)

第 43 条 第 3 条 (第 6 項  
第 4 項を除く。)、第 3 章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第 44 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設)

第 45 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前 3 項に規定するもののほか、ユニット型介護医療院の設備構造の基準は、次に定めるところによる。

(1) ユニット型介護医療院の建物(入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)は、耐火建築物とすること。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(ア省略)

イ 療養室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 54 条において準用する 第 32 条第 32 条 第 1 項 に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(イ) 第 54 条において準用する 第 32 条第 1 項 第 32 条 に規定する訓練については、同項 同条 に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ、第 2 号から第 8 号まで及び第 5 項省略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第 47 条 (第 1 項から第 9 項まで省略)

10 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレ

ビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3  
月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員  
その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 11 項省略)

(運営規程)

第 51 条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる当該ユニット型介護  
医療院の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ  
ならない。

(第 1 号から第 7 号まで省略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (本文省略)  
(8)

(勤務体制の確保等)

第 52 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者  
に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しな  
ければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は  
、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第  
2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに  
類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な  
研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を  
確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的  
な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超  
えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため  
の方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。



( 準用 )

第 54 条 第 7 条 から第 13 条 まで、第 15 条、第 17 条 から 第 20 条 の 3 まで、第 23 条、第 25 条 から第 28 条 まで、第 30 条 の 2 及び第 32 条 から第 42 条 までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。  
この場合において、第 7 条 第 1 項 中「第 29 条 に規定する運営規程」とあるのは「第 51 条 に規定する重要事項に関する規程」と、第 27 条 第 2 項 中「この章」とあるのは「第 5 章 第 3 節」と、第 42 条 第 2 項 第 4 号 中「第 16 条 第 5 項」とあるのは「第 47 条 第 7 項」と読み替えるものとする。

( 電磁的記録等 )

第 55 条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 10 条 第 1 項（第 54 条 において準用する場合を含む。）及び第 13 条 第 1 項（第 54 条 において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定される

ものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 56 条 （本文省略）  
第 55 条

附 則

（第 1 項から第 7 項まで省略）

8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和 6 年 3 月 31 日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第 5 条第 2 項第 3 号イ及び第 45 条第 2 項第 2 号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条

例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

目次

（第 1 章省略）

第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条—第 30 条の 2）  
第 30 条

第 3 章 雑則（第 31 条・第 32 条）

（附則省略）

（基本方針等）

第 3 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため

、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

$\frac{5}{4}$  (本文省略)

(運営規程)

第 8 条 養護老人ホームは、次に掲げる当該養護老人ホームの運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

$\frac{(8)}{(7)}$  (本文省略)

(非常災害対策)

第 9 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(処遇の方針)

第 17 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会~~(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)~~を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(施設長の責務)

第 22 条 (第 1 項省略)

- 2 施設長は、職員に第 8 条から第 10 条まで、第 15 条から前条まで及び次条から 第 30 条の 2 までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第 24 条の 2 養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知す

るとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 25 条 (第 1 項省略)

- 2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

- (3) 当該養護老人ホームにおいて、当該養護老人ホームの支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 を定期的実施すること。

(第 4 号省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 30 条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に 掲げる 措置を講じなければならない。  
定める

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用し

て行うことができるものとする。) 及び当該養護老人ホームの  
支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ  
と。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(虐待の防止)

第 30 条の 2 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止す  
るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討  
する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるも  
のとする。) を定期的で開催するとともに、その結果について  
、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備  
すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のた  
めの研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ  
と。

(電磁的記録)

第 31 条 養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為  
のうち、この条例において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本  
、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す  
ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下  
この条において同じ。) で行うことが規定されているもの又は想  
定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第 32 条 （本文省略）  
第 31 条

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する  
条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

目次

（第 1 章省略）

第 2 章 基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準（第 3  
条 — 第 32 条の 2）  
第 32 条

（第 3 章及び第 4 章省略）

第 5 章 雑則（第 50 条 — 第 51 条）

（附則省略）

（基本方針等）

第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 （本文省略）  
5

（職員の専従）

第 7 条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホー

ムの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。  
人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第 33 条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第 41 条第 2 項（第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）並びに特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第 44 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）を併設する場合の当該特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第 8 条 特別養護老人ホームは、次に掲げる当該特別養護老人ホームの運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) （本文省略）  
(8)

（非常災害対策）

第 9 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（処遇の方針）



第 16 条 （第 1 項から第 7 項まで省略）

8 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略）

（施設長の責務）

第 24 条 （第 1 項省略）

2 施設長は、職員に第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条から 第 32 条第 32 条の 2 までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第 25 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景

とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員  
の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化  
その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条の 2 特別養護老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時  
において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するた  
め及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「  
業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必  
要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周  
知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければ  
ならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い  
、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 (第 1 項省略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染  
症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措  
置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及  
びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装  
置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3  
月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該特別  
養護老人ホームの介護職員その他の職員に周知徹底を図ること  
。

(第 2 号省略)

- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、当該特別養護老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(第 4 号省略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 32 条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該特別養護老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(虐待の防止)

第 32 条の 2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(この章の趣旨)

第 33 条 前章（第 3 条第 6 項及び第 12 条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第 34 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 35 条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる当該ユニット型特別養護老人ホームの運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)  
(9) (本文省略)

(設備の基準)

第 36 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア)省略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人  
おおむね 10 人以下とし、  
15 人を超えないものとする。  
なければならない。

(ウ)省略)

(エ) 一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とするこ  
床面積等は、次のいずれかを満たすこと  
と。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メー  
トル以上とすること。

a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし  
書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること  
。

b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修  
したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一  
定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を  
確保すること。

(オ)から(ク)まで、イからエまで、第 2 号から第 4 号まで、第 5 項及び第 6 項省略)

(サービスの取扱方針)

第 37 条 (第 1 項から第 9 項まで省略)

10 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員  
従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

- (3) 介護職員その他の職員  
従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(第 11 項省略)

(勤務体制の確保等)

第 41 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え

たものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 43 条 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで、~~第 25 条の 2~~ 及び第 27 条から ~~第 32 条の 2 まで~~ 第 32 条まで の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 10 条第 2 項第 2 号中「第 16 条第 3 項」とあるのは「第 37 条第 5 項」と、同項第 3 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 37 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 43 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 32 条第 3 項」とあるのは「第 43 条において準用する第 32 条第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条から ~~第 32 条の 2 まで~~ 第 32 条まで」とあるのは「第 35 条及び第 37 条から第 42 条まで並びに第 43 条において準用する第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで—~~第 25 条の 2~~ 及び第 27 条から ~~第 32 条の 2 まで~~ 第 32 条まで」と読み替えるものとする。

(この章の趣旨)

第 44 条 前 2 章 (第 3 条第 6 項 ~~第 2 章 及び 前章 (第 3 条第 5 項~~ を除く。) の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ) の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第 45 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前項第 1 号から第 4 号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 省略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人  
おおむね 10 人以下とし、  
15 人を超えないものとする。  
なければならない

(ウ) 省略)

(エ) 一の居室の床面積  
床面積等は、10.65 平方メートル以上とすること  
と。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メー  
トル以上とすること。

a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし  
書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること  
—  
。

b ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修  
したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一  
定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を  
確保すること。

(オ)から(ク)まで、イからエまで、第 2 号から第 4 号まで及び  
第 5 項から第 7 項まで省略)

(職員の配置の基準)

第 46 条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げ



る職員の区分に応じ当該各号に定める数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第 5 号の栄養士を置かないことができる。

(第 1 号から第 7 号まで及び第 2 項から第 8 項まで省略)

- 9 第 1 項第 3 号及び第 5 号から第 7 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員  
栄養士  
又は調理員、事務員その他の職員

(第 2 号から第 5 号まで及び第 10 項から第 14 項まで省略)

- 15 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの入居者  
入所者  
の数及び当該サテライト型居住施設の入居者  
入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(地域との連携等)

- 第 48 条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、横浜市

職員又は当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族（以下この条において「入居者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。

）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

- 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入居者等からの苦情に関して、横浜市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の横浜市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第 49 条 第 4 条から第 7 条まで、第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで、第 25 条の 2、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 39 条から第 42 条までの規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第 10 条第 2 項第 2 号中「第 16 条第 3 項」とあるのは「第 49 条において準用する第 37 条第 5 項」と、同項第 3 号中「第 16 条第 5 項」とあるのは「第 49 条において準用する第 37 条第 7 項」と、同項第 4 号中「第 30

条第 2 項」とあるのは「第 49 条において準用する第 30 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 32 条第 3 項」とあるのは「第 49 条において準用する第 32 条第 3 項」と、第 24 条第 2 項中「第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条から~~第 32 条の 2 まで~~  
第 32 条まで」とあるのは「第 47 条、第 48 条並びに第 49 条において準用する第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 15 条まで、第 19 条、第 21 条から第 24 条まで、~~第 25 条の 2~~、第 27 条から第 30 条まで、第 32 条、~~第 32 条の 2~~、第 35 条、第 37 条及び第 39 条から第 42 条まで」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 50 条 特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホームは、説明、同意その他これらに類する行為（以下この項において「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第 51 条  
第 50 条 (本文省略)

横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条  
例 (抜粋)

(上段 改正案)  
(下段 現行)

目次

(第 1 章省略)

第 2 章 設備及び運営に関する基準 (第 4 条 — 第 34 条の 2)  
第 34 条

第 3 章 雑則 (第 35 条 — 第 36 条)

(附則省略)

(基本方針等)

第 3 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5  
4 (本文省略)

(運営規程)

第 8 条 軽費老人ホームは、次に掲げる当該軽費老人ホームの運営  
についての重要事項に関する規程 (以下「運営規程」という。)  
を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(非常災害対策)

第 9 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（サービス提供の方針）

第 18 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）

7 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員  
従業者に周知徹底を図ること。

（第 2 号省略）

(3) 介護職員その他の職員  
従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（施設長の責務）

第 23 条 （第 1 項省略）

2 施設長は、職員に第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から前条まで及び次条から第 34 条の 2  
第 34 条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第 25 条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定め、これを記録して  
定めておかなければならない。

（第 2 項省略）

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 25 条の 2 軽費老人ホームは、感染症、非常災害等の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 27 条 (第 1 項省略)

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、当該軽費老人ホームの介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。

- (4) 前 3 号  
前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第 107 号）の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

( 掲 示 )

第 29 条 (第 1 項省略)

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

( 事 故 発 生 の 防 止 及 び 発 生 時 の 対 応 )

第 34 条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該軽費老人ホームの職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(虐待の防止)

第 34 条の 2 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第 35 条 軽費老人ホームは、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す



ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 36 条 （本文省略）  
第 35 条

附 則

（第 1 項省略）

（経過的軽費老人ホーム）

- 2 平成 20 年 6 月 1 日前から存する軽費老人ホーム（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）のうち、軽費老人ホーム A 型（次項から 附則第 30 項 までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）に該当するものとして市長が指定するものについては、第 3 条から 第 34 条の 2 まで（第 3 条第 5 項 を除く。）の規定にかかわらず、次項から 附則第 30 項 までに定める 附則第 29 項

ところによる。

(第 3 項から第 5 項まで省略)

6 軽費老人ホーム A 型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(軽費老人ホーム A 型の規模)

$\frac{7}{6}$  (本文省略)

(軽費老人ホーム A 型の設備の基準)

$\frac{8}{7}$  (本文省略)

$\frac{9}{8}$  (本文省略)

$\frac{10}{9}$  (本文省略)

$\frac{11}{10}$  (本文省略)

(軽費老人ホーム A 型の職員配置の基準)

$\frac{12}{11}$  (本文省略)

$\frac{13}{12}$  (本文省略)

$\frac{14}{13}$  (本文省略)

$\frac{15}{14}$  附則第 12 項 及び 附則第 13 項 の常勤換算方法とは、当該職員の勤務延べ時間数を当該軽費老人ホーム A 型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

$\frac{16}{15}$  附則第 12 項第 1 号 の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホーム A 型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

$\frac{17}{16}$  附則第 12 項第 2 号 及び 附則第 13 項第 1 号 の生活相談員（主任生  
附則第 11 項第 2 号 附則第 12 項第 1 号

活相談員が配置されているときは、当該主任生活相談員)のうち

1人以上は、常勤の者でなければならない。

18 附則第12項第3号イ及び附則第13項第2号イの主任介護職員は  
17 附則第11項第3号イ及び附則第12項第2号イ  
、常勤の者でなければならない。

19 附則第12項第4号及び附則第13項第3号イの看護職員のうち1  
18 附則第11項第4号及び附則第12項第3号イ  
人以上は、常勤の者でなければならない。

20 附則第12項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。  
19 附則第11項第5号

21 附則第12項第6号の事務員のうち1人(入所定員が110人を超  
20 附則第11項第6号  
える軽費老人ホームA型にあっては、2人)は、常勤の者でなければ  
ならない。

22 (本文省略)  
21

(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

23 (本文省略)  
22

24 (本文省略)  
23

25 附則第23項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他  
24 附則第22項第2号  
の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

26 (本文省略)  
25

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

27 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応じ  
26  
るとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる  
業務を行わなければならない。

(第1号省略)

(2) 附則第30項において準用する第32条第2項に規定する苦情の  
附則第29項  
内容等の記録を行うこと。

- (3) 附則第 30 項  
附則第 29 項において準用する第 34 条第 3 項に規定する事故の  
状況及び事故に際して採った処置についての記録を行うこと。

28  
27 (本文省略)

29  
28 (本文省略)

(準用)

30  
29 第 4 条から第 10 条まで、第 13 条から第 16 条まで、第 18 条から第  
21 条まで、第 23 条及び第 25 条から 第 34 条の 2  
第 34 条までの規定は、軽費  
老人ホーム A 型について準用する。この場合において、第 23 条第  
2 項中「第 8 条から第 10 条まで、第 13 条から前条まで及び次条か  
ら 第 34 条の 2  
第 34 条まで」とあるのは「附則第 23 項  
附則第 22 項から 附則第 29 項  
附則第 28 項まで  
並びに 附則第 30 項  
附則第 29 項において準用する第 8 条から第 10 条まで、第 13  
条から第 16 条まで、第 18 条から第 21 条まで及び第 25 条から 第 34 条  
第 34 条  
の 2まで」と読み替えるものとする。

(協力歯科医療機関に係る経過措置)

30 この条例の施行の際現に存する軽費老人ホームが、この条例の  
施行の日において、第 28 条第 2 項及び前項において準用する第 28  
条第 2 項に規定する協力歯科医療機関を定めていない場合におけ  
る第 28 条第 2 項及び前項において準用する第 28 条第 2 項の規定の  
適用については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は、同項中「定めて  
おかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」と  
する。

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の  
基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現行)

目次

(第 1 章 から 第 14 章 まで 省略)

第 15 章 雑則 (第 257 条 ~~・ 第 258 条~~)

(附則 省略)

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第 3 条 (第 1 項 及び 第 2 項 省略)

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第 30 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号 から 第 6 号 まで 省略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 32 条 (第 1 項 から 第 3 項 まで 省略)

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を

背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 32 条の 2 指定訪問介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 33 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

( 掲 示 )

第 34 条 ( 第 1 項 省 略 )

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

( 地 域 と の 連 携 等 )  
連 携

第 39 条 ( 第 1 項 省 略 )

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

( 虐 待 の 防 止 )

第 40 条 の 2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を

整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

( 運営規程 )

第 52 条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

( 第 1 号から第 7 号まで省略 )

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) ( 本文省略 )

(8) ( 勤務体制の確保等 )

第 52 条の 2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で



定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 54 条 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2から第 32 条第 36 条まで及び第 37 条から第 41 条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 52 条」と、第 33 条第 2 項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 68 条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 76 条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第 1 項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第 128 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議~~（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）~~をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(運営規程)

第 78 条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7)  
(6) (本文省略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第 86 条 (第 1 項省略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7)  
(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録  
診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供する。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第 87 条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7)  
(6) （本文省略）

(運営規程)

第 98 条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11)  
(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 99 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通所介護従業者  
業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 101 条 (第 1 項省略)

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 102 条 (第 1 項省略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない措置を講ずるよう努

ければ  
めなければ

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（地域との連携等）

第 102 条の 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 102 条の 3 （本文省略）  
第 102 条の 2

( 準用 )

第 104 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条及び第 51 条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 98 条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第 34 条に第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

( 準用 )

第 107 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条の 2、第 41 条、第 51 条、第 90 条、第 92 条及び第 93 条第 4 項並びに前節（第 104 条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 98 条に規定する運営規程をいう。第 34 条第 1 項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第 28 条、第 32 条の 2 及び第 34 条第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 93 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型

通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 96 条第 2 号、第 97 条第 5 項、第 99 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 102 条第 2 項及び第 99 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 103 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

( 運営規程 )

第 130 条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

( 第 1 号から第 8 号まで省略 )

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) ( 本文省略 )  
(9)

( 衛生管理等 )

第 131 条 ( 第 1 項省略 )

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。  
必要な措置を講ずるよう努めなければ

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、通所



リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(準用)

第 133 条 第 9 条から第 14 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 35 条、第 37 条から第 41 条まで、第 60 条、第 94 条及び第 99 条から第 101 条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 130 条」と、第 14 条中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 99 条第 2 項から第 4 項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 135 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 第 1 項第 2 号の生活相談員のうち 1 人以上及び並びに同項第 3 号の介護職員又は看護職員のうち 1 人以上及び看護職員のそれぞれのうち 1 人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤でこの限りでない配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看

護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

$\frac{7}{6}$  （本文省略）

$\frac{8}{7}$  指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第 117 条第 1 項から  $\frac{第 7 項}{第 6 項}$  までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

$\frac{9}{8}$  （本文省略）

$\frac{10}{9}$  （本文省略）

（設備及び備品等）

第 138 条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

(第 1 号省略)

(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 157 条において準用する 第 10 条第 1 項 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 157 条において準用する 第 101 条第 1 項 に規定する訓練については、同項 に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ、第 2 項及び第 3 項省略)

4 併設事業所の場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び 当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等 (以下「併設本体施設」という。) の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

(第 5 項から第 8 項まで省略)

(運営規程)

第 151 条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)  
(9) (本文省略)

(衛生管理等)

第 154 条 (第 1 項省略)

2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

- (3) 当該指定短期入所生活介護事業所において、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 to 実施すること。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 155 条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

( 準用 )

第 157 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 41 条まで ( 第 39 条第 2 項を除く。 )、第 51 条、第 99 条及び第 101 条、第 41 条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第 99 条第 2 項から第 4 項までの規定中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

( 設備及び備品等 )

第 160 条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者 ( 以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。 ) が当該事業を行う事業所 ( 以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。 ) の建物 ( 利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。 ) は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

( 第 1 号省略 )

(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 170 条において準用する第 157 条において準用する第 101 条第 1 項に規定する第 101 条

計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 170 条において準用する第 157 条において準用する 第 10 条第 10 項 第 10 条第 1 項 に規定する訓練については、同項 同条 に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ及び第 2 項から第 5 項まで省略)

6 第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 省略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 143 条第 1 項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第 141 条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては

、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 169 条において同じ。) の数の上限をいう。以下この節において同じ。) は、原則とおおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。

- (ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ)、イからエまで、第 2 号、第 7 項及び第 8 項省略)

(運営規程)

第 167 条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 168 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で

定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 170 条の 4 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条<sup>か</sup>、ら第 41 条まで (第 39 条第 2 項を除く。)、第 51 条、第 99 条、第 10 第 38 条、第 41 条 1 条、第 102 条、第 134 条及び第 136 条並びに第 4 節 (第 157 条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項中「訪問介護員等第 34 条」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者 (以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第 34 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「運営規程 (第 151 条に規定する運営規程をいう。第 139 条第 1 項において同じ。)」と、「訪並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるの問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 99 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」と、第 99 条第 2 項者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 139 条第 1 項中「第 151 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程



」と、同項、第 142 条第 3 項、第 143 条第 1 項及び第 150 条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 156 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 99 条第 1 項」とあるのは「第 99 条第 1 項」と、同条第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 183 条 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(準用)

第 186 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2、第 34 条、第 35 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 2 項を除く。、第 51 条、第 99 条、第 101 条、第 13 条、第 140 条第 2 項及び第 153 条から第 155 条までの規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 99 条第 2 項から第 4 項までの規定中「通所介護従業者」と、第 99 条第 2 項

」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第 139 条中「第 15 1 条」とあるのは「第 183 条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

( 運営規程 )

第 195 条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

( 第 1 号から第 6 号まで省略 )

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) ( 本文省略 )

( 勤務体制の確保等 )

第 196 条 ( 第 1 項から第 3 項まで省略 )

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 208 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略)

(運営規程)

第 214 条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)  
(9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 215 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者

は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 219 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条から第 41 条まで、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条及び第 146 条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 34 条  
び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」と  
読み替える  
るのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 227 条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）

を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(準用)

第 230 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 32 条の 2、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 40 条から第 41 条まで、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条、第 204 条、第 206 条から第 209 条まで、第 212 条、第 213 条及び第 215 条から第 217 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 32 条の 2 第 2 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 34 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 102 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 206 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 209 条第 3 項及び第 6 項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第 215 条第 1 項及び第 5 項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第 3 項中「指定特定施設

入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

( 運営 規 程 )

第 239 条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

( 第 1 号 から 第 5 号 まで 省 略 )

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) ( 本 文 省 略 )  
(6)

( 衛 生 管 理 等 )

第 242 条 ( 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 )

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

( 掲 示 及 び 目 録 の 備 付 け )

第 243 条 ( 第 1 項 省 略 )

2 指 定 福 祉 用 具 貸 与 事 業 者 は 、 前 項 に 規 定 す る 重 要 事 項 を 記 載 し た 書 面 を 当 該 指 定 福 祉 用 具 貸 与 事 業 所 に 備 え 付 け 、 か つ 、 こ れ を い つ で も 関 係 者 に 自 由 に 閲 覧 さ せ る こ と に よ り 、 同 項 の 規 定 に よ る 掲 示 に 代 え る こ と が で き る 。

$\frac{3}{2}$  ( 本 文 省 略 )

( 準 用 )

第 245 条 第 9 条 から 第 20 条 まで、第 22 条、第 27 条、第 32 条 の 2、第 35 条、第 36 条、第 37 条 から 第 41 条 まで、第 51 条 並 び に 第 99 条 第 1 項、第 2 項 及 び 第 4 項 の 規 定 は、指 定 福 祉 用 具 貸 与 の 事 業 に つ い て 準 用 す る。こ の 場 合 に お い て、第 9 条 第 1 項 中 「第 30 条」とあ る の は 「第 239 条」と、同 項、第 32 条 の 2 第 2 項 並 び に 第 40 条 の 2 第 1 号 及 び 第 3 号 中 「訪 問 介 護 員 等」とあ る の は 「福 祉 用 具 専 門 相 談 員」と、第 11 条 中 「以 下 同 じ。）」とあ る の は 「以 下 同 じ。）」、取 り 扱 う 福 祉 用 具 の 種 目」と、第 15 条 第 2 項 中 「指 導」とあ る の は 「相 談 又 は 助 言」と、第 19 条 中 「訪 問 介 護 員 等」とあ る の は 「従 業 者」と、「初 回 訪 問 時 及 び 利 用 者」とあ る の は 「利 用 者」と、第 20 条 第 1 項 中 「提 供 日 及 び 内 容」とあ る の は 「提 供 の 開 始 日 及 び 終 了 日 並 び に 種 目 及 び 品 名」と、第 22 条 中 「内 容」とあ る の は 「種 目、品 名」と、第 99 条 第 2 項 及 び 第 4 項 中 「通 所 介 護 従 業 者」とあ る の は 「福 祉 用 具 専 門 相 談 員」と、同 条 第 2 項 第 2 項 中 「従 業 者」と、同 項 た だ し 書 中 「処 遇」とあ る の は 「サ ー ビ ス の 利 用」と読 み 替 え る も の と す る。

( 準 用 )

第 256 条 第 9 条から第 15 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 27 条、第 32 条の 2、第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条から第 41 条まで、第 51 条、第 99 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 236 条、第 239 条から第 241 条まで並びに第 243 条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条」とあるのは「第 256 条において準用する第 239 条」と、同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 33 条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 11 条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第 15 条第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 19 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 33 条第 1 項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第 99 条第 2 項及び第 4 項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 236 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第 239 条第 4 号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 240 条第 1 項及び第 241 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 257 条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を



いう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 12 条第 1 項（第 42 条の 4、第 54 条、第 70 条、第 80 条、第 89 条、第 104 条、第 107 条、第 133 条、第 157 条（第 170 条において準用する場合を含む。）、第 170 条の 4、第 186 条（第 198 条において準用する場合を含む。）、第 219 条、第 230 条、第 245 条及び第 256 条において準用する場合を含む。）及び第 206 条第 1 項（第 230 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 258 条 （本文省略）  
第 257 条

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

目次

(第 1 章から第 11 章まで省略)

第 12 章 雑則 (第 194 条・第 195 条)

(附則省略)

(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)

第 3 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第 7 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 1 号及び第 153 条第 12 項において同じ。)

(2) 指定短期入所療養介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第 172 条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 2 号において同じ。)

- (3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準条例第 199 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。第 48 条第 4 項第 3 号において同じ。）
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第 83 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 4 号において同じ。）
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 5 号、第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 83 条第 6 項、第 84 条第 3 項及び第 85 条において同じ。）
- (6) 指定地域密着型特定施設（第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第 48 条第 4 項第 6 号、第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 83 条第 6 項において同じ。）
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第 48 条第 4 項第 7 号、第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び第 83 条第 6 項において同じ。）
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第 181 条第 1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 48 条第 4 項第 8 号及び第 6 章から第 9 章までにおいて同じ。）

（第 9 号から第 12 号まで及び第 6 項から第 12 項まで省略）

（運営規程）

第 32 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「

運営規程」という。) を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 7 号まで省略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (本文省略)

(8) (勤務体制の確保等)

第 33 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 33 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業

務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 34 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(掲示)

第 35 条 (第 1 項省略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪

問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第 40 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この条、第 60 条の 17 第 1 項及び第 88 条において「利用者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第 2 項省略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者等からの苦情に関して市町村等が派遣する者利用者

が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(第 4 項省略)

(虐待の防止)

第 41 条の 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第 43 条 (第 1 項省略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 7 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録はその完結の日

から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 第 40 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等について  
の記録

(8) (本文省略)  
(7)

(訪問介護員等の員数)

第 48 条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第 2 項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて~~専ら~~利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として 1 以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として 1 以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、

利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、



利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上        とする。

- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて        専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が 1 以上確保されるために必要な数以上        とする。ただし、        、利用者への処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

(第 2 項省略)

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者への処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとすることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

( 運 営 規 程 )

第 56 条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介

護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) （本文省略）  
(8)

（勤務体制の確保等）

第 57 条 （第 1 項省略）

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に  
随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問  
介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって  
他の指定訪問介護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」と  
利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業  
所との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪  
問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であっ  
て、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案  
し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業  
の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせるこ  
とができる。

3 指定夜間対応型訪問介護事業者は、オペレーションセンターサ  
前項の規定にかかわらず、指定夜間対応型訪問介護事業者が指  
サービスについて、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内  
定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け  
において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基  
、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対  
づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を  
対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営さ

図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けている場合（第 33 条第 2 項ただし書の規定により当該指定夜間けることができる。  
対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型  
訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められてい  
る場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、  
市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡  
回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介  
護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる  
ことができる。

（第 4 項省略）

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問  
介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言  
動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相  
当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環  
境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な  
措置を講じなければならない。

（地域との連携等）

第 58 条 （第 1 項省略）

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事  
業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定  
夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利  
用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよ  
う努めなければならない。

（準用）

第 60 条 第 10 条から第 23 条まで、第 28 条、第 29 条、第 33 条の 2 から  
第 34 条から第 39  
第 39 条まで及び第 41 条から第 42 条までの規定は、指定夜間対応型  
条まで、第 41 条及び第 42 条

訪問介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「第 56 条」と、同項、第 20 条、第 33 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 35 条第 1 項及び第 35 条35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第 15 条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第 28 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第 60 条の 12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) （本文省略）  
(10)

（勤務体制の確保等）

第 60 条の 13 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門

員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 60 条の 15 (第 1 項省略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第 60 条の 16 (第 1 項省略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第 60 条の 17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。) (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第 2 項から第 5 項まで省略)

(準用)

第 60 条の 20 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第

32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 60 条の 12 に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第 54 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定地域密着型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第 60 条の 20 の 4 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 2、及び第 60 条の 2、第 60 条の 4、第 60 条の 5 第 4 項及び前節並びに前節(第 60 条の 20 を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条第 1 項第 35 条ににおいて同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 35 条中第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型



地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 60 条の 9 第 4 号、第 60 条の 10 第 5 項、第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項まで並びに第 60 条の 16 第 2 項及び第 60 条の 13 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 19 第 2 項第 4 号中「次条において準用する第 21 条第 2 項」とあるのは「第 21 条第 2 項」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 29 条」とあるのは「第 29 条」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 39 条第 2 項」とあるのは「第 39 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 60 条の 34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (本文省略)  
(9)

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 60 条の 36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切な指定療養通所介護の提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(準用)

第 60 条の 38 第 11 条から第 14 条まで、第 17 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 60 条の 7 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 60 条の 8 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 35 条第 1 項中「運営規程」とあるのは「第 60 条の 34 の重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項まで並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定療養通所介護について」と、「6 月」とあるのは「12 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 60 条の 26 第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 65 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 (指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第 1 項において同じ。) の

居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは第 152 条第 1 項に規定する共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 67 条第 1 項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 9 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

（第 2 項省略）

（管理者）

第 67 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

(第 2 項省略)

(運営規程)

第 74 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (本文省略)

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条の 2、第 42 条、第 54 条、第 60 条の 6、第 60 条の 7、第 60 条の 11 及び第 60 条の 13 から第 60 条の 18 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 74 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看

同項  
「介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 35 条第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 54 条中「訪問介護員等」とあるのは「指定認知症対応型通所介護事業所の従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 3 節」と、第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項まで並びに第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型通所介護について」と、第 60 条の 18 第 4 項中「第 60 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 64 条第 4 項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 83 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のおのれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、 介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有す	介護職員
---	--	------

	る診療所であるものに限る。)又は介護医療院(以下この表において「事業所等」という。)	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

(第 7 項から第 13 項まで省略)

(管理者)

第 84 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第 182 条第 2 項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 113 条第 3 項、第 114 条、第 182 条第 3 項及び第 183 条において同じ。)として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 88 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能

型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 83 条第 12 項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 94 条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（運営規程）

第 101 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) （本文省略）  
(10)

（衛生管理等）

第 104 条 （第 1 項省略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症<sup>及び</sup>食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び

食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。  
)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果につ  
いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (本文省略)

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介護職員  
(2) その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の  
防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のため  
の訓練を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食  
(3) 前 2 号中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を  
行うこと。

(準用)

第 110 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33  
条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条  
、第 42 条  
の 11、第 60 条の 13 及び第 60 条の 17 の規定は、指定小規模多機能型  
居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第  
1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 101 条に規  
定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第  
35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随  
時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅  
介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60  
条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 6 章第 4 節」と、第 60  
条の 13 第 2 項から第 4 項までの規定中「地域密着型通所介護従業



者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第 112 条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 72 条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 115 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増す

ごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 で、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

（第 2 項から第 4 項まで省略）

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活住居共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって第 120 条第 3 項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。

（第 6 項から第 8 項まで省略）

- 9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所で

あつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であつて当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了している者を置くことができる。

$\frac{10}{9}$  （本文省略）

$\frac{11}{10}$  （本文省略）

（管理者）

第 113 条 （第 1 項省略）

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

$\frac{3}{2}$  （本文省略）

第 115 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 以上 3 以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）とする。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事

業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

(第 2 項から第 10 項まで省略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第 119 条 (第 1 項から第 8 項まで省略)

9 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号及び第 3 号省略)

10 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第 130 条において準用する第 60 条の 17 第 1 項に規定する運営推進会議による評価

(管理者による管理)

第 123 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。

ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

( 運営規程 )

第 124 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

( 第 1 号から第 6 号まで省略 )

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) ( 本文省略 )

( 勤務体制の確保等 )

第 125 条 ( 第 1 項及び第 2 項省略 )

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措

置を講じなければならない。

(準用)

第 130 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、~~第 33 条の 2~~、第 35 条から第 37 条まで、第 39 条、第 41 条~~から第 42 条まで~~、~~第 42 条~~で、第 60 条の 11、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで、第 100 条、第 103 条、第 104 条及び第 106 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 124 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 7 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 100 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第 140 条 (第 1 項から第 7 項まで省略)

8 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3

月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 9 項省略)

(運営規程)

第 147 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)  
(9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 148 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての地域密着型特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するため

の方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 151 条 第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条の 11、第 60 条の 15、第 60 条の 16、第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項まで及び第 100 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 8 章第 4 節」と、第 60 条の 16 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 153 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、第 4 号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

(4) 栄養士又は管理栄養士 1 以上

(第 5 号、第 6 号及び第 2 項省略)



- 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(第 4 項から第 7 項まで省略)

- 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

- (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数 100 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

- (4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士 又は介護支援専門員

(第 9 項から第 12 項まで省略)

- 13 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所 (指定居宅サービス等基準条例第 91 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指

定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 6 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(第 14 項から第 17 項まで省略)

(設備)

第 154 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア)省略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね 10 人  
おおむね 10 人以下としな  
以下とし、15 人を超えないものとする  
なければならない。

(ウ) 一の居室の床面積は、10.65 平方メートル以上とするこ  
床面積等は、次のいずれかを満たすこと  
と。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3 平方メー  
トル以上とすること。

a 10.65 平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし  
書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること

—  
。

b ユニットの属さない居室をユニットの居室として改修したもののについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

(イ)、イからエまで、第 2 号から第 5 号まで及び第 2 項省略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第 159 条 (第 1 項から第 9 項まで省略)

10 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号、第 3 号及び第 11 項省略)

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第 160 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族(以下この号において「入居者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない

。)をいう。以下この章において同じ。) の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(第 7 項から第 12 項まで省略)

(栄養管理)

第 165 条の 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第 165 条の 3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第 170 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)  
(9) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 171 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し

、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。  
この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第 173 条 (第 1 項省略)

- 2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

(3) 当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 177 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(準用)

第 179 条 第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条、第 23 条、第 29 条、~~第 33 条の 2~~、第 35 条、第 37 条、第 39 条、~~第 41 条の 2~~、第 42 条、第 60 条の 11、第 60 条の 15 及び第 60 条の 17 第 1 項から第 4 項までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営

規程」とあるのは「第 170 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 14 条第 1 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第 2 項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 9 章第 4 節」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第 181 条 (第 1 項から第 10 項まで省略)

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第 7 項各号前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(準用)

第 192 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 33 条の 2、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条から第 42 条まで、第 60 条、第 42 条

の 11、第 60 条の 13、第 60 条の 17、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条、第 101 条から第 106 条まで及び第 108 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条において準用する第 10 1 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 33 条の 2 第 2 項、第 35 条第 1 項並びに第 41 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 11 第 2 項中「この節」とあるのは「第 10 章第 4 節」と、第 60 条の 13 第 2 項から第 4 項までの規定中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 60 条の 17 第 1 項中「地域密着型通所介護について」とあるのは「指定看護小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第 88 条中「第 83 条第 12 項」とあるのは「第 181 条第 13 項」と、第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 108 条中「第 83 条第 6 項」とあるのは「第 181 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。  
(電磁的記録等)

第 194 条 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知



覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有  
体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され  
ているもの又は想定されるもの（第 13 条第 1 項（第 60 条、第 60 条  
の 20、第 60 条の 20 の 4、第 60 条の 38、第 81 条、第 110 条、第 130  
条、第 151 条、第 179 条及び第 192 条において準用する場合を含  
む。））、第 117 条第 1 項、第 138 条第 1 項及び第 157 条第 1 項並  
びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、  
当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の  
知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ  
って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）  
により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、  
締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」  
という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され  
ているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方  
の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的  
方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう  
。）によることができる。

（委任）

第 195 条 （本文省略）  
第 194 条

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に  
関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

目次

(第 1 章から第 4 章まで省略)

第 5 章 雑則 (第 33 条・第 34 条)

(附則省略)

(基本方針)

第 3 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(管理者)

第 6 条 (第 1 項省略)

2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

(第 3 項省略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第 7 条 (第 1 項省略)

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に

際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス等事業者等を紹介するよう求めることができること、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

（第 3 項から第 8 項まで省略）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議）（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものと

する。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。  
。）をいう。以下同じ。）の開催により、当該利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

（第 10 号から第 18 号まで省略）

(18) の 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画に指定居宅介護支援等に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（省令の規定により厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(18) の 3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サ

サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第 43 条第 2 項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が省令の規定により厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

（第 19 号から第 27 号まで省略）

（運営規程）

第 21 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) （本文省略）  
(6)

（勤務体制の確保）

第 22 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 24 条の 2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

( 掲 示 )

第 25 条 ( 第 1 項 省 略 )

2 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 は 、 前 項 に 規 定 す る 重 要 事 項 を 記 載 し た 書 面 を 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 に 備 え 付 け 、 か つ 、 こ れ を い つ で も 関 係 者 に 自 由 に 閲 覧 さ せ る こ と に よ り 、 同 項 の 規 定 に よ る 掲 示 に 代 え る こ と が で き る 。

( 虐 待 の 防 止 )

第 30 条 の 2 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 は 、 虐 待 の 発 生 又 は そ の 再 発 を 防 止 す る た め 、 次 に 掲 げ る 措 置 を 講 じ な け れ ば な ら ない。

(1) 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 に お け る 虐 待 の 防 止 の た め の 対 策 を 検 討 す る 委 員 会 ( テ レ ビ 電 話 装 置 等 を 活 用 し て 行 う こ と が で き る も の と す る 。 ) を 定 期 的 に 開 催 す る と と も に 、 そ の 結 果 に つ い て 、 介 護 支 援 専 門 員 に 周 知 徹 底 を 図 る こ と 。

(2) 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 に お け る 虐 待 の 防 止 の た め の 指 針 を 整 備 す る こ と 。

(3) 当 該 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 に お い て 、 介 護 支 援 専 門 員 に 対 し 、 虐 待 の 防 止 の た め の 研 修 を 定 期 的 に 実 施 す る こ と 。

(4) 前 3 号 に 掲 げ る 措 置 を 適 切 に 実 施 す る た め の 担 当 者 を 置 く こ と 。

( 電 磁 的 記 録 等 )

第 33 条 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者 は 、 作 成 、 保 存 そ の 他 こ れ ら に 類 す る 行 為 の う ち 、 こ の 条 例 に お い て 書 面 ( 書 面 、 書 類 、 文 書 、 謄 本 、 抄 本 、 正 本 、 副 本 、 複 本 そ の 他 文 字 、 図 形 等 人 の 知 覚 に よ っ て 認 識 す る こ と が で き る 情 報 が 記 載 さ れ た 紙 そ の 他 の 有 体 物 を い う 。 以 下 こ の 条 に お い て 同 じ 。 ) で 行 う こ と が 規 定 さ れ て い る も

の又は想定されるもの（第 10 条及び第 16 条第 24 号（被保険者証に係る部分に限る。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 34 条 （本文省略）  
第 33 条

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 14 章まで省略）

第 15 章 雑則（第 247 条・第 248 条）

（附則省略）

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）



第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（運営規程）

第 50 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（第 1 号から第 7 号まで省略）

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) （本文省略）  
(8)

（勤務体制の確保等）

第 50 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた

めに必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第 50 条の 2 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 50 条の 3 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防

及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

( 掲 示 )

第 50 条 の 4 （ 第 1 項 省 略 ）

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

( 地 域 と の 連 携 等 )  
連 携

第 50 条 の 9 （ 第 1 項 省 略 ）

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

( 虐 待 の 防 止 )

第 50 条 の 10 の 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生

又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（運営規程）

第 64 条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) （本文省略）

(7) （勤務体制の確保等）

第 64 条の 2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護

事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 66 条 第 46 条の 2、第 46 条の 3、第 46 条の 5 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条及び 第 50 条の 2 の 2 から第 50 条の 11 までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 64 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 74 条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護

予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) （本文省略）  
(6)

（準用）

第 76 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 2 の 2 から 第 50 条の 2 第 50 条の 5 まで、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで、第 60 条及び第 64 条の 2 の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 74 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第 64 条の 2 中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第 78 条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第 70 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当

者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第 113 条第 2 号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

（第 2 号から第 14 号まで省略）

（運営規程）

第 83 条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7)  
(6) （本文省略）

( 準用 )

第 85 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 10、第 46 条の 12、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 2 の  
第 50 条の 2  
2 から第 50 条の 5 まで、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで、第 60 条  
及び第 60  
及び第 64 条の 2 の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業  
について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予  
防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導  
従業者」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 83 条  
」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴、服薬  
歴」と、第 46 条の 12 中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利  
用者」と、第 50 条の 3 第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用  
いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第 64 条の 2 中「  
看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と 読  
み替えるものとする。

( 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針 )

第 87 条 ( 第 1 項省略 )

2 薬剤師 \_\_\_\_\_ の行う指定介護予防居宅療  
養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

( 第 1 号省略 )

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

( 第 3 号省略 )

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上



適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

<sup>(7)</sup><sub>(4)</sub> それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うも

のとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の  
的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定介護予防居宅療養  
管理指導を提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養  
管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、  
医師又は歯科医師に報告するものとする。

(運営規程)

第 108 条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介  
護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の  
運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運  
営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 8 号まで省略）

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) （本文省略）  
(9)

（勤務体制の確保等）

第 108 条の 2 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護  
予防通所リハビリテーション事業所の従業者の資質の向上のため  
に、その研修の機会を確保しなければならない。この場合におい  
て、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、看護師  
、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規  
定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者  
を除く全ての介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、認  
知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講

じなければならぬ。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(非常災害対策)

第 108 条の 4 (第 1 項省略)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬ。

(衛生管理等)

第 109 条 (第 1 項省略)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ <sup>必要な措置を講ずるよう努めなければ</sup> ならぬ。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)  
をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(準用)

第 111 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9 から第 46 条の 11 まで、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4、第 50 条の 5、第 50 条の 7 から第 50 条の 11 まで及び第 60 条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 108 条」と、第 46 条の 7 中「の状況」とあるのは「の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 117 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 第 1 項第 2 号の生活相談員 のうち 1 人以上及び 同項第 3 号の介護職員 並びに 又は看護職員のうち 1 人以上 及び看護職員のそれぞれのうち 1 人 は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が 20 人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤でこの限りでない 配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第 1 項第 3 号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態

像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

$\frac{7}{6}$  （本文省略）

$\frac{8}{7}$  指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第 135 条第 1 項から  $\frac{第 7 項}{第 6 項}$  までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

$\frac{9}{8}$  （本文省略）

$\frac{10}{9}$  （本文省略）

（設備及び備品等）

第 120 条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

（第 1 号省略）

(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げ

る要件を全て満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 132 条において準用する 第 108 条の 4 第 1 項 第 108 条の 4 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 132 条において準用する 第 108 条の 4 第 1 項 第 108 条の 4 に規定する訓練については、同項 同条 に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ及び第 2 項から第 8 項まで省略)

(運営規程)

第 126 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (本文省略)

(9) (衛生管理等)

第 129 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする

。 ) をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に周知徹底を図ること。

(第 2 号省略)

- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第 132 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10 の 2、第 50 条の 11、第 108 条の 2 及び第 108 条の 4 の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 50 条の 4  
1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第 143 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生

活のために使用しない附属の建物を除く。) は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす 2 階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(第 1 号省略)

(2) 居室等を 2 階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第 149 条において準用する第 132 条において準用する 第 108 条の 4 第 1 項 第 108 条の 4 第 1 項 に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第 149 条において準用する第 132 条において準用する 第 10 条の 4 第 1 項 第 10 条の 4 第 1 項 に規定する訓練については、同項 同条 第 10 条の 4 第 1 項 に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(ウ及び第 2 項から第 5 項まで省略)

6 第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 省略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短



期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第 160 条第 1 項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第 158 条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第 148 条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。

- (ウ) 利用者 1 人当たりの床面積は、10.65 平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ)、イからエまで、第 2 号、第 7 項及び第 8 項省略)

(運営規程)

第 146 条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11)  
(10) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 147 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 154 条の 4 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、~~第 50 条~~  
の 2 の 2、第 50 条の 4 から第 50 条の 8 まで、~~第 50 条の 10 の 2~~、第

50 条の 11、第 108 条の 2、第 108 条の 4、第 116 条及び第 118 条並びに第 4 節（第 132 条を除く。）及び第 5 節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第 108 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 121 条第 1 項及び第 125 条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 131 条第 1 項第 1 号中「次条において準用する第 108 条の 2 第 1 項」とあるのは「第 108 条の 2 第 1 項」と、同条第 2 項第 3 号中「次条において準用する第 46 条の 13 第 2 項」とあるのは「第 46 条の 13 第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 47 条の 3」とあるのは「第 47 条の 3」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 50 条の 8 第 2 項」とあるのは「第 50 条の 8 第 2 項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第 161 条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(準用)

第 164 条 第 46 条の 3 から第 46 条の 7 まで、第 46 条の 9、第 46 条の 10、第 46 条の 13、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4、第 50 条の 5、第 50 条の 7、第 50 条の 8、第 50 条の 10 の 2、第 50 条の 11、第 108 条の 2、第 108 条の 4、第 121 条、第 122 条第 2 項及び第 128 条から第 130 条までの規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 108 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 121 条第 1 項中「第 126 条」とあるのは「第 161 条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(診療の方針)

第 167 条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号省略)

- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うものとする。

(第 3 号から第 7 号まで省略)

( 運 営 規 程 )

第 176 条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

( 第 1 号 から 第 6 号 まで 省 略 )

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) ( 本 文 省 略 )

( 勤 務 体 制 の 確 保 等 )

第 177 条 ( 第 1 項 から 第 3 項 まで 省 略 )

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防短期入所療養介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければな

らない。

( 身体的拘束等の禁止 )

第 194 条 ( 第 1 項から第 4 項まで省略 )

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

( 第 2 号及び第 3 号省略 )

( 運営規程 )

第 195 条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 ( 以下この節において「運営規程」という。 ) を定めておかななければならない。

( 第 1 号から第 8 号まで省略 )

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10)  
(9) ( 本文省略 )

( 勤務体制の確保等 )

第 196 条 ( 第 1 項から第 3 項まで省略 )

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者

等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防  
特定施設従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講さ  
せるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介  
護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場  
において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動  
であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防  
特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針  
の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 200 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで—  
第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4 から 第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10、  
第 50 条の 11 まで (第 50 条の 9 第 2 項を除く。)、第 108 条の 4 及  
び第 129 条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事  
業について準用する。この場合において、第 48 条 第 50 条の 2 の  
及び第 50 条の 4  
2 第 2 項、第 50 条の 4 第 1 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第  
3 号 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防  
特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 214 条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介  
護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運  
営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営  
規程」という。）を定めておかなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

<sup>(11)</sup>  
(10) (本文省略)

(準用)

第 217 条 第 46 条の 5、第 46 条の 6、第 47 条の 2 から第 49 条まで—  
第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 4 から 第 50 条の 8 まで、第 50 条の 10、  
第 50 条の 11 まで (第 50 条の 9 第 2 項を除く。)、第 108 条の 4、  
第 129 条、第 190 条、第 192 条から第 194 条まで及び第 196 条か  
ら第 198 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定  
施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において  
、第 48 条、第 50 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及  
び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介  
護予防特定施設の従業者」と、第 50 条の 4 第 1 項中「介護予防訪  
問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特  
定施設従業者」と、第 50 条の 6 中「指定介護予防訪問入浴介護事  
業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サー  
ビス事業所」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居  
者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条第 1  
項 及び第 5 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」  
とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第 2 項中「指定介護  
予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」  
と、同条第 3 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」と  
あるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第 225 条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉  
用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事  
項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を



定めておかなければならない。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7)  
(6) (本文省略)

(衛生管理等)

第 228 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第 229 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

$\frac{3}{2}$  (本文省略)

(準用)

第 231 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 13 まで、第 47 条の 2、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 5 から第 50 条の 11 まで並びに第 108 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 225 条」と、同項、第 50 条の 2 の 2 第 2 項並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 46 条の 4 中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第 46 条の 8 第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 46 条の 12 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 46 条の 13 第 1 項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第 47 条の 2 中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第 108 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第 243 条 第 46 条の 2 から第 46 条の 8 まで、第 46 条の 10 から第 46 条の 12 まで、第 47 条の 3、第 49 条、第 50 条の 2 の 2、第 50 条の 3、第 50 条の 5 から第 50 条の 11 まで、第 108 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 108 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項、第 225 条から第 227 条まで並びに第 229 条の規定は、

指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第 46 条の 2 第 1 項中「第 50 条」とあるのは「第 243 条において準用する第 225 条」と、同項、第 50 条の 2 の 2 第 2 項、第 50 条の 3 第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに第 50 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第 46 条の 4 中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第 46 条の 8 第 2 項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第 46 条の 12 中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第 50 条の 3 第 1 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、同条第 2 項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第 108 条の 2 第 2 項及び第 4 項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第 2 項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第 225 条第 4 号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 226 条第 1 項中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第 226 条第 1 項及び第 227 条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第 227 条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第 229 条第 3 2 項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第 247 条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚

によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 46 条の 5 第 1 項（第 66 条、第 76 条、第 85 条、第 111 条、第 132 条（第 149 条において準用する場合を含む。）、第 154 条の 4、第 164 条（第 179 条において準用する場合を含む。）、第 200 条、第 217 条、第 231 条及び第 243 条において準用する場合を含む。）及び第 192 条第 1 項（第 217 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 248 条 （本文省略）  
第 247 条

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る  
介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する

条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

目次

（第 1 章から第 5 章まで省略）

第 6 章 雑則（第 93 条・第 94 条）

（附則省略）

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第 3 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（従業者の員数）

第 9 条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第 73 条第 1 項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 131 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第 45 条第 6 項において同じ。）

若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第 45 条第 6 項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第 11 条第 1 項ただし書において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 65 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 73 条又は指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

（第 2 項省略）

(利用定員等)

第 10 条 (第 1 項省略)

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 45 条第 6 項において同じ。）の運営（同条第 7 項及び第 73 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。）について 3 年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

- 第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の  
従事することができるものとする  
本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

(第 2 項省略)

(運営規程)

第 28 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) （本文省略）  
(10)

（勤務体制の確保等）

第 29 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）



第 29 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（非常災害対策）

第 31 条 （第 1 項省略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第 32 条 （第 1 項省略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染

症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

（ 掲 示 ）

第 33 条 （第 1 項省略）

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（虐待の防止）

第 38 条の 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従

業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第 40 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この条及び第 50 条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(第 2 項省略)

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域の交流を図らなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(第 5 項省略)

(従業者の員数等)

第 45 条 (第 1 項から第 5 項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院（以下この表におい	介護職員
---	--	------

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>て「事業所等」という。)</p> <p>事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）<u>又は</u>、指<u>定認知症対応型通所介護事業所</u>（指定地域密着型サービス基準等条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）<u>——</u>、指<u>定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u></p>	<p>看護師又は准看護師</p>
---	---	------------------

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

（第 8 項から第 13 項まで省略）

（心身の状況等の把握）

第 50 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第 45 条第 12 項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第 69 条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。）等を通じて

、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

( 運営規程 )

第 58 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

( 第 1 号から第 9 号まで省略 )

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) ( 本文省略 )  
(10)

( 衛生管理等 )

第 61 条 ( 第 1 項省略 )

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ( テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ) をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) ( 本文省略 )  
(1)

(3) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、  
(2) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び

まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

- (4) 前 3 号  
(3) 前 2 号
- に掲げるもののほか、市長が別に定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(準用)

第 67 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条、第 29 条の 2、第 33 条から第 37 条まで（第 4 項を除く。）、第 38 条の 2、第 39 条及び第 40 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 58 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 29 条第 2 項から第 4 項まで、第 29 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 29 条第 2 項及び第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第 73 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（



以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準等条例第 111 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第 76 条において同じ。）の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて 1 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が 3 で、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対

応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活住居 防認知症対応型共同生活介護事業所 ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに相当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 における他の職務に従事することができるものとする。

(第 6 項から第 8 項まで省略)

- 9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応

型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の研修を修了している者を置くことができる。

$\frac{10}{9}$  （本文省略）

$\frac{11}{10}$  （本文省略）

（管理者）

第 74 条 （第 1 項省略）

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

$\frac{3}{2}$  （本文省略）

第 76 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は 1 以上 3 以下（サテライト型又は 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1 又は 2）とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の实情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

（第 2 項から第 10 項まで省略）

（身体的拘束等の禁止）

第 80 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会~~(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)~~を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(第2号及び第3号省略)

(管理者による管理)

第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス~~(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)~~の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8)  
(7) (本文省略)

(勤務体制の確保等)

第 83 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第 88 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 29 条の 2、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条 (第 4 項を除く。)、第 38 条の 2、第 39 条、第 40 条 (第 5 項を除く。)、第 57 条、第 60 条、第 61 条及び第 63 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 29 条の 2 第 2 項、第 33 条第 1 項並びに第 38 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「

介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第 89 条 (第 1 項省略)

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第 40 条第 1 項に規定する運営推進会議による評価

(第 3 項から第 5 項まで省略)

(電磁的記録等)

第 93 条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第 15 条第 1 項(第 67 条及

び第 88 条において準用する場合を含む。）及び第 78 条第 1 項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 94 条 （本文省略）  
第 93 条

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

目次

（第 1 章から第 6 章まで省略）

第 7 章 雑則（第 36 条・第 37 条）

（附則省略）

（基本方針）

第 3 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（運営規程）

第 20 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) （本文省略）  
(6)

（勤務体制の確保）

第 21 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 21 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的



に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 23 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（ 掲 示 ）

第 24 条 （第 1 項省略）

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第 29 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第 33 条 指定介護予防支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 8 号まで省略)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予

防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

（第 10 号から第 28 号まで省略）

（電磁的記録等）

第 36 条 指定介護予防支援事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第 10 条（第 35 条において準用する場合を含む。）及び第 33 条第 26 号（被保険者証に係る部分に限る。）（第 35 条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができ

る。

- 2 指定介護予防支援事業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第 37 条 （本文省略）  
第 36 条

横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

附 則

（第 1 項及び第 2 項省略）

（管理者に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から 令和 9 年 3 月 31 日 までの間は、第 9 条の規定による改正後の指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者とすることができる。
- 4 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、前項中「第 9 条」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに介護保険

法第 46 条第 1 項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ③に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 9 条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準条例第 6 条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

$\frac{5}{4}$  （本文省略）

